

新型コロナウイルス感染症 対策に関する特別要望

滋賀県

令和2年（2020年）8月19日

新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望

滋賀県では、5月14日の緊急事態宣言解除後、「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」に基づき、感染拡大防止と社会経済、文化活動の両立に向けて、県民、県内企業とともに、新しい生活様式を進めてきた。

しかしながら、本県においても、7月以降、都市部を中心とした県外に由来する感染者が増加し、第2波に入る状況となった。

今冬等を見据えて、医療・介護・福祉の現場や地方への財政支援を中心に、下記の事項について、対応が図られるよう要望する。

記

1 医療・介護・福祉現場等への支援

○ 季節性インフルエンザ予防ワクチンの接種促進

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行の重複を可能な限り避けるため、季節性インフルエンザ予防ワクチンの必要量の確保と早期供給を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症における高齢者等の高リスク者を対象に、季節性インフルエンザ予防ワクチンの接種率の向上を図るため、定期接種の対象者の拡大および自己負担分への支援を拡充するために必要な財政支援を行うこと。

○ 医療機関に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が逼迫している医療機関へ財政支援すること。

○ 通所系介護サービス利用者等の自己負担に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準の臨時的な取扱いについて（第12報）の適用により、自己負担額が増額となる利用者に対して増額相当額を国庫負担により支援すること。

○ 障害者の工賃に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減少している就労継続支援B型事業所利用者の工賃維持に必要な財政支援を行うこと。

2 ウィズコロナ時代における滋賀国スポ・全国障害者スポーツ大会開催に向けた支援の充実

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る大会開催のあり方と財政支援等

- (1) ウィズコロナ時代における新たな大会開催のあり方を検討すること。
- (2) 両大会における感染症対策にかかる基準を策定するとともに、感染症対策に要する経費への財政支援を行うこと。
- (3) 国民体育大会施設基準および各競技団体の競技規則のより一層の弾力的な運用を日本スポーツ協会・中央競技団体へ指導すること。
- (4) 本県の両大会を延期される場合、開催年を目標に準備を進めてきた選手への対応策や開催県における影響を緩和するための財政支援を行うこと。

3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充と柔軟な執行

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

今後も地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に適切に、柔軟に取り組めるよう、感染状況等に応じた更なる増額等の十分な財政措置を行うこと。

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の柔軟な執行

地方公共団体が地域の実情に応じ、感染対策と社会経済、文化活動を両立するためには、基金の活用や柔軟な繰越などにより、来年度も継続的かつ情勢に応じた迅速な対策が必要である。

そのため、基金要件の緩和を検討するとともに、繰越について柔軟な対応を行うこと。

以上

令和2年（2020年）8月19日

滋賀県知事 三日月 大造